

船橋市自立支援協議会の皆さまへ（令和7年度第1回に向けて）

ちば MD エコネットの山田です。障害のある子の保育に関して、昨年度提起させていただいた課題についてご報告させていただきます。

昨年度は、入園の際の「船橋市発達支援児の判定手続き等に関する要綱」について、「判定」という規定や判定表における「意味もなく人を叩く」等の見方を改善していただきたいとお願いし、担当課と話し合いをさせていただきました。

そして今年度、この要綱の名称は「船橋市発達支援児の保育観察の手続き等に関する要綱」と改められました。また、旧要綱では第1条「心身の発達において支援を要する児童の保育の利用の適否及び支援の必要性についての判定や受け入れを行うために必要な事項を定めるものとする」とありましたが、「利用の適否」が削除され、「判定」は「判断」へと変更されました。現行第1条は、「・・・支援を要する児童の支援の必要性についての判断や、その他の受け入れを行うために必要な事項を定めるものとする。」となりました。

また別表も、保育観察表という名称に変更されました。昨年度までは観察の項目に「意味もなく人を叩く」等とありましたが「意味もなく」という語は削除されました。

このような改善をおこなっていただいたことに、深く感謝申し上げます。

振り返れば、障害のある子の保育園受け入れについて、船橋市では保護者が希望を出せる園が限定されていたところから、現在は全ての園に入園希望を出せることとなっています。また、合理的配慮をおこなうことが私立保育園にも課せられることとなり、障害のある子の受け入れが広がってきています。さらに今年度、入園にあたって上記の「要綱」が改善されたことは、障害のある子を持つ保護者にとって大きな安心につながったと思います。

繰り返しになりますが、話し合いの中で一人の保護者が「(障害のある我が子を) 分けないでほしいんです」と発言したことが忘れられません。これがインクルーシブ保育の原点ではないでしょうか。

インクルーシブ保育の実現には、まだまだ多くの課題があります。船橋市行政の皆さま、そして自立支援協議会の皆さまと共に、取り組んでいきたいと思えます。